

医業経営情報

NO. 50

今回のテーマ：基金拠出型法人とはどのような法人か？

平素より医業経営情報をご愛読いただきありがとうございます。おかげさまで、医業経営情報も今回で50号を迎えることとなりました。第1号は平成14年11月25日に発行していますので、約4年間も本誌が続いた事になります。今後も様々なテーマを取り上げ、皆様のお役にたつ情報をお届けするよう、努めたいと考えております。

さて、今回の医業経営情報ですが、基金拠出型法人を取り上げました。ご存じのように平成19年4月から医療法人制度は変わりますが、つい最近まで出資額限度法人になると言われ続けてきました。そのため今年の春頃まで出資額限度法人に関するセミナーが各地で開かれたり、各医業経営誌も出資額限度法人の話が頻繁に出ていました。

ところが、今年の夏頃から基金拠出型法人という言葉が使われ出しました。出資額限度法人になると言い続けてきた人達の中には単に名称の変更と言っている人もいますが、後で説明する通り、基金拠出型法人と出資額限度法人は異なる法人です。

それでは、平成19年4月以降の医療法人制度は基金拠出型法人と出資額限度法人のどちらが正しいのかと言うと、基金拠出型法人となります。それどころか厚生労働省は当初から基金拠出型法人にする意向だったと言えます。これは医業経営情報No. 38「医療法人制度改革の行方」(平成17年8月30日発行)を読んでいただければわかります。私は当初より出資額限度法人にはならず、出資持分のない医療法人になると主張し続けてきました。

ただし、厚生労働省も当初は出資額限度法人という名称を使っており、そのため今回のような混乱を招いたと思います。

■ 基金拠出型法人と出資額限度法人の違い

それでは、まず基金拠出型法人と出資額限度法人の違いから説明していきます。基金拠出型法人と出資額限度法人の一番の違いは出資持分の有無です。出資額限度法人が持分のある法人を前提としている事は、厚生労働省の通知「いわゆる「出資額限度法人」について」を見れば明らかです。

「出資額限度法人」の定義

本通知において「出資額限度法人」とは、出資持分の定めのある社団医療法人であって、その定款において、社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の法人の財産に及び範囲について、払込出資額を限度とすることを明らかにするものをいうこと。

医政発第0813001号より抜粋（ただし傍点は筆者による）

下記は現時点で判明している基金拠出型法人と出資額限度法人の違いを表にしたものです。

	基金拠出額法人	出資額限度法人
出資持分の有無	なし	あり
拠出金の必要	あり（基金として拠出）	あり（出資金として拠出）
社員退社時の拠出金の払戻請求額	拠出額を限度とする	拠出額を限度とする
社員死亡時の相続税課税	不明 （後記する「基金の税法上の取り扱い」の項目にて詳細に説明）	・社員の地位を引き継がない場合は払戻額のみ課税 ・社員の地位を引き継ぐ場合は財産評価基本通達194-2により課税（※1）
出資持分の譲渡又は贈与時	不明 （後記する「基金の税法上の取り扱い」の項目にて詳細に説明）	財産評価基本通達194-2により評価した金額で譲渡又は贈与
出資者と社員の関係	基金の拠出と社員の地位の関連性は一切なし	定款で出資を社員の要件とする事ができるが、特に定めない場合は出資持分のない社員を認める事ができる。
最高意思決定機関	社員総会	社員総会

※1 財産評価基本通達194-2による評価とは一般の営利法人と同じ方法で評価する事をいいます。仮に法人の財産が10億円で、出資総額が1千万円、出資者の出資金額が100万円の場合の評価は1億円となり、多額の相続税が発生する可能性があります。

上記の表を見ると出資持分の有無と相続税課税及び譲渡又は贈与時以外は、基金拠出型法人も出資額限度法人も似ているのがわかります。特に社員退社時の拠出金の払戻請求額はともに拠出額を限度としているため、出資額限度法人を広義でとらえると基金拠出型法人も含まれる事になります。

しかし、前述した通り、一般的に出資額限度法人は出資持分のある法人という狭義の

意味でとらえますので、基金拠出型法人とは別の法人類型となります。

もし、いまだに「出資額限度法人（平成19年4月以降は基金拠出型法人と呼ぶ）」等と書いたり話している人がいれば、制度の事をよく理解していない人達だと思います。既に再三説明している通り、基金拠出型法人は出資額限度法人とは異なります。それをあたかも同一の法人であるかのように書く又は話すのは無用な混乱を招くだけだと思います。

■ 基金拠出型法人と一般社団法人の違い

基金拠出型法人は、今年の国会に医療法人制度改革と同じ時期に提出され、医療法人制度改革より少し先に可決された公益法人制度改革による一般社団法人をモデルにしていると思います。（医療法人制度改革が公益法人制度改革に準じて行うであろう事は、医療経営情報No. 38で既に指摘しています。）

新公益法人制度における一般社団法人の主な特色は下記の通りです。

- ①主務官庁の許可を得る必要がなく、登記だけで設立が可能（株式会社と同じです。）
- ②社員2名以上で設立できる
- ③設立時の財産保有規制がない（ただし、基金制度の採用が可能）

しかし、医療法人は医療法に基づいて設立される法人であり、医療法第44条に「都道府県の認可を受けなければ、これを設立することができない。」と書かれている限り登記だけで設立は出来ないはずです。

また、医療法第41条に「医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。」と書かれている限り設立時の財産保有規制があり、基金を拠出しないと設立認可が受けられないはずです。ですから、設立時の基金の拠出が絶対必要なので、基金拠出型法人と呼ばれるのです。

また、一般社団法人は社員2名以上で設立できますが、理事会を設置する場合は3人以上の理事が必要となります。さらに理事会を設置する場合は監事を1人以上置く必要があります。

現行の医療法人も医療法で理事3名以上、監事1名以上を置くことになっていますから、役員の構成は今まで通りだと思います。ただし、一般社団法人では社員は2名以上となっていますが、医療法人は4名以上になるはずです。理由は医療法人の理事及び監事は社員の中から選任する事を基本としているからです。（都道府県によっては社員は3名以上としている所もあります。）

なお、役員の任期は一般社団法人も医療法人も理事は2年、監事は4年です。

■ 基金とは何か？

基金拋出型法人で一番疑問に思うことは基金についてだと思います。一般社団法人は設立時の財産保有規制がない代わりに基金制度を採用できる事は既に述べました。

基金とは、法人に拋出された金銭その他の財産であって、法人の定款の定めに従い、返還義務のあるものを言います。

ちょっと分かりづらいですが、基金は出資金とは違います。出資金とはいわゆる資本金の事ですが、基金はどちらかというと金銭消費貸借に近いものです。金銭消費貸借とも違うのは法人の活動の原資となる資金であり、返済期間もないし、利息もつかないという点です。また、会計処理上も単なる金銭消費貸借ではないので、借入金として負債に計上するのではなく、資本金と同じ資本の部に計上されます。

この基金ですが、一般社団法人の場合、返還される金額は拋出額を限度としていません。簡単にいうと法人の純資産額に応じて返還されるので、分配行為を禁止する非営利の原則に反するのではないかという指摘が出ています。

しかし、基金拋出型法人は基金の返還金額を拋出額を限度とします。医療法では拋出額を限度にするとはどこにも書かれていないので、通知として出されるものと思われます。

■ 基金の税法上の取り扱い

現行の医療法人制度改革の問題点として指摘され続けてきたのが、医療法人の出資持分に対する相続税課税と、退社した社員による出資持分払戻請求です。

このうち退社した社員による出資持分払戻請求については、出資額限度法人でも非常に厳しい同族要件をクリアすれば問題は解決されます。しかし、いくら非常に厳しい同族要件をクリアしても社員の地位を引き継ぐ場合は相続税課税は避けられません。

ところが、基金拋出型法人は同族要件に関係なく2つの問題を解決できるかもしれません。

ここで私が注目しているのは農業協同組合等に対する出資の評価方法です。農業協同組合等の出資の評価方法は払込済出資額によると財産評価基本通達で明記されていますが、理由は以下の3点です。

理由① 配当が制限されている

理由② 営利を目的としていない

理由③ 脱退時における持分払戻額が法令によって払込済出資額を限度とすると定められていないが、解散には行政庁の認可を必要とし、解散の方法も法令上の規制を受けている

農業協同組合等と同じような組織に企業共同組合等がありますが、こちらは純資産価額により評価（つまり株式会社と同じ）となっています。農業協同組合等との違いは、最終的に解散して清算する事になれば、出資額に応じて分配されるからです。

では、基金拠出型法人はどうかというと、配当は医療法で禁止されており、医業は非営利が前提であり、法令ではないが通知で拠出額を限度に制限されるはずであり、医療法で解散時の残余財産は国若しくは地方公共団体等に制限されています。

これを見る限り農業協同組合等の理由は全てクリアしているので、基金拠出型法人の基金の評価は払込済基金額になると、私は考えています。

最後に基金拠出型法人を一口で言うと、「役員や社員の構成は今までと変わらないで、出資額限度法人のような同族要件に関係なく相続税課税の問題や出資持分払戻請求の問題が全て解決されるかもしれないが、解散時の残余財産がある場合は、基本的に国や地方公共団体のものになってしまう法人である」となります。

平成18年9月27日

西岡秀樹税理士事務所

<http://www013.upp.so-net.ne.jp/nishioka/>

文責 西岡秀樹